

第 10 号議案

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第2号ウ中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「再度の」を削る。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。